

テールゲートリフター特別教育

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷役の作業を行う場合の資格です。

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

◎ 講習初日提出して頂くもの

- ①運転免許証 (運転免許証のない方は住民票(個人番号の記載されていない6ヶ月以内のもの))
- ②受講料 17,000円(税込)
- ③筆記用具

◎ 時間割表

(学科4時間)

(実技2時間)

8:40 ~ 9:00	受付、説明等		
9:10 ~ 10:40	テールゲートリフターに関する知識	14:30~15:30	テールゲートリフターの操作方法について
10:50~12:20	テールゲートリフターによる作業に関する知識	15:35~16:35	テールゲートリフターの操作方法について
13:20~13:50	テールゲートリフターによる作業に関する知識		
13:55~14:25	関係法令		

講習 予約日	月 日
-----------	-----

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸岱6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846